

報告第 5 号

債権の放棄について

飛驒市私債権管理条例（令和 7 年飛驒市条例第 7 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 3 1 日に市の債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

債権の名称	放棄事由（飛驒市私債権管理条例第 6 条第 1 項の該当規定）	件数	金額（円）
上水道使用料	第 2 号 破産免責	9	2 0 0 , 8 0 0
情報施設使用料	第 2 号 破産免責	1	2 2 , 1 0 0
合計		1 0	2 2 2 , 9 0 0